連載◯土砂災害の解消を目指して

平成23年台風12号豪雨災害から５年

■ 寺　本　眞　一*■

月日が経つのはとても早く，平成23年台風12号の災害から今年の９月で５年が過ぎた。

当時を振り返ると，悲惨な光景が昨日の様に脳裏に浮かんでくる。私自身も家族を災害で失い，失意の中での災害対応の日々であった。その様な状況の中，全国から多くの励ましの手紙をいただき，地元の人の励ましを受け，身近な人の支えがあって苦難を乗り越え，現在があるのだと感謝の念でいっぱいである。

また，復旧の対応においては，当時の野田総理，仁坂知事をはじめ地元選出国会議員の先生方，国土交通省，自衛隊，警察，各種団体の他，全国から駆けつけてくれたボランティアの方々等多くの方が早々に現地に入り，ご協力頂いたことで復旧作業をスムーズに進めることが出来たと感謝しているところである。

熊野古道　大門坂

そのような思いの中で，当時を振り返ってみたいと思う。

本町は紀伊半島の南東部に位置し，面積183.31㎢（森林面積161.00㎢），人口16,000人余の町である。古くから那智の大滝，熊野那智大社，西国第一番札所の青岸渡寺などがあり，これが平成16年に世界遺産に登録され，歴史文化の豊かな側面と，温泉が豊富に湧き出て，食については，近海生マグロの水揚げ港日本一を誇っている。文字通り観光と水産業が主産業として栄えている平穏な町であった。

１．災害の概要

台風12号は，８月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生し，発達しながらゆっくりとした速さで北上。

９月３日，午前10時頃に高知県へ上陸。四国を縦断，４日未明には山陰沖に進み，５日に日本海で温帯低気圧に変化した。

当時の和歌山県南部では，台風接近後に１時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り，広い範囲で総雨量が１日で1,000ミリを超える記録的な大雨となった。とりわけ甚大な被害を被った那智川流域では最大時間雨量120ミリ以上の豪雨であった。その被害状況は，那智川８カ所の支流で土石流が

*Shinichi Teramoto　和歌山県那智勝浦町長

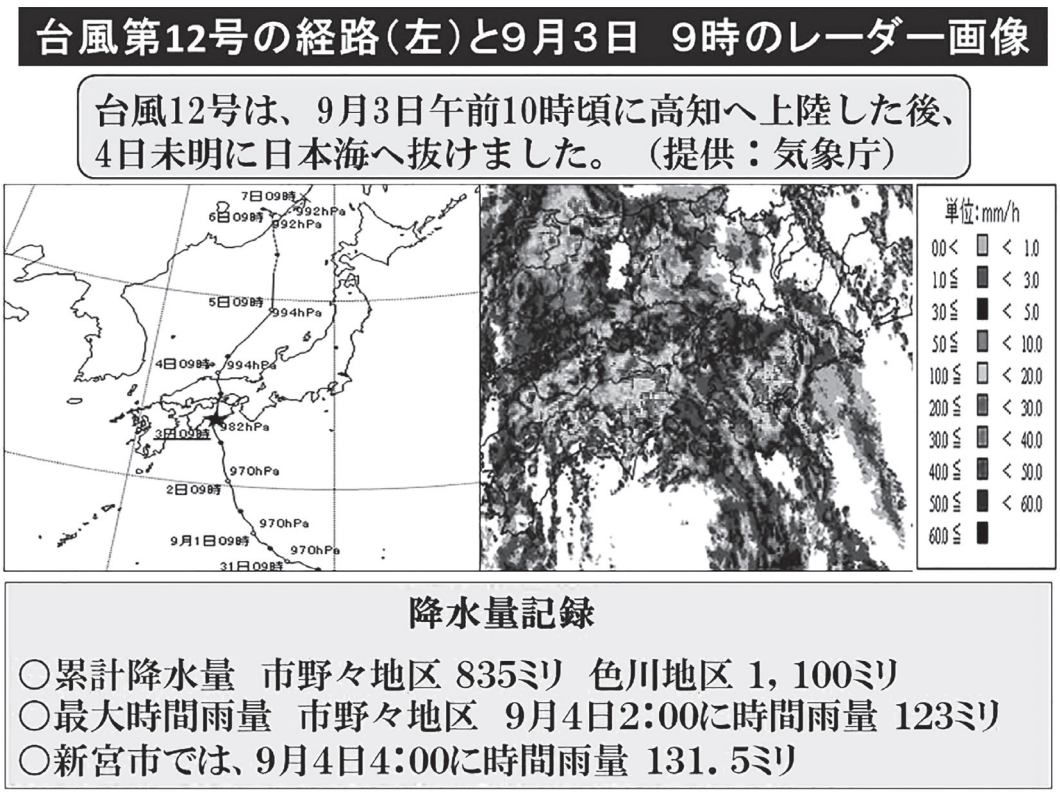

台風12号の経路とレーダー画像

発生。人的被害が，死者28名（うち災害関連死３名），行方不明１名，家屋被害が全壊103棟，大規模半壊105棟，半壊800棟，床上浸水440棟という甚大な被害であった。

２．台風上陸時の対応

９月２日午前４時45分，大雨洪水警報発令と同時に警戒体制を敷き，担当責任者の招集。午後１時，福祉健康センターを自主避難者用として，避難所を開設。同４時30分，職員に自宅待機を指示。午後９時50分，土砂災害警戒が情報発令され，警戒に当たっていた。

翌３日午後に那智川（一部）地区と太田地区に避難勧告を発令し，午後６時に災害対策本部を設置。各地区に避難所を開設，避難勧告から「避難指示」に切り替え警戒。午後９時頃に太田川流域で浸水が始まり，その対応に全力を尽くしていた。その結果，人的被害は免れたが，多くの家屋は軒

消防団が住民を避難させる様子

那智勝浦町井関地区の河川氾濫

下までの浸水の被害を受けたのである。

那智川流域については，４日午前１時過ぎ頃に井関地区の避難所班担当者から浸水の報告を受け，その時初めて那智川地区の異変に気付いたのであった。その後，周辺状況の把握に努めたが，午前２時過ぎ頃に通信が途絶え，夜明けまでの数時間気持ちの動揺を押えながら災害対策本部から離れることが出来ず過ごしたのを覚えている。

３．台風通過後の対応

夜が明けて直ぐに私自身，那智川地区に出向き現地を見た時には，言葉に出せない凄惨な光景に茫然としたのである。その状況を知事に報告し，自衛隊の要請。救援活動を直ちに始めた。当初は，所在確認ができない人の数は100名以上にのぼり，その数の多さに愕然としたが，被害者は前述のとおりで家屋については全半壊が多数であった。

那智川支流「内の川」の砂防堤防に土石流が発生

５日には，現地災害対策本部を設置。次いで，ボランティアセンターの設置等関係機関からの応援を得て罹災者の支援活動，インフラの復旧等事後対応に全力で取り組んできた。しかし，９月20日の台風15号の上陸により２度目の試練を受けることとなった。その時は，二度と被害者を出すまいと崩壊著しい市野々地区を警戒区域に指定（災害対策基本法第63条）。その様な状況のもと，強制退去を実施するも「１名の方が退去しない」との報告があり，深夜に私自身が現地に出向き，説得を行い，避難をさせたのが昨日の様に思い出される。

４．教訓を生かして

⑴　監視体制。情報伝達手段の整備

◎那智川沿いの３カ所に河川監視カメラを設置するとともに，役場本庁及び消防本部で河川の水位や降雨の状況を目視確認できるように整備。

◎洪水・土砂災害ハザードマップを作成。全世帯にマップを配布し，「防災意識」の啓発に努めた。

◎防災行政放送の内容を携帯電話やパソコンにメール配信を行うサービスを開始することとした。

◎防災行政放送を受信できる「防災ラジオ」を希望者に有償配付し，家屋の中においても明瞭に放送内容が聞こえるように整備。

⑵　避難勧告等の「判断・伝達マニュアル」の整備

◎水害・土砂災害・高潮災害・津波災害の４災害について，避難勧告等の発令を具体的な数値により判断し，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するようにマニュアルを整備。具体的には，①過去の災害発生時の降水量等の気象データから，河川ごとの避難勧告等の発令基準を数値化，②避難勧告等の発令が夜間にならないように，12時間先の気象予測情報をもとに，早期に発令を行うことにより安全な避難誘導に努める。

⑶　土砂災害に関する防災訓練の実施

町内34自主防災組織が総合的な訓練を実施し，地区内の住民が自主的に早期避難を実現できる体制を構築するため年に１度，各組織ごとに防災訓練を実施している。

５．５年目を迎えての現状

大災害は，通常の災害と比較にならない被害ゆえ，現状としては那智川本流の復旧は５年を経てようやく60％ぐらいの整備であり，まだ道半ばというのが実感である。そして，家屋を失った人達の住居の確保については，賃貸住宅等を紹介。中古・新築住宅への入居希望者については，国の支援金の交付手続きを積極的に行うとともに，町営住宅入居希望者のために，新たに20数戸を建設し，それぞれが少しずつではあるが，普段通りの生活

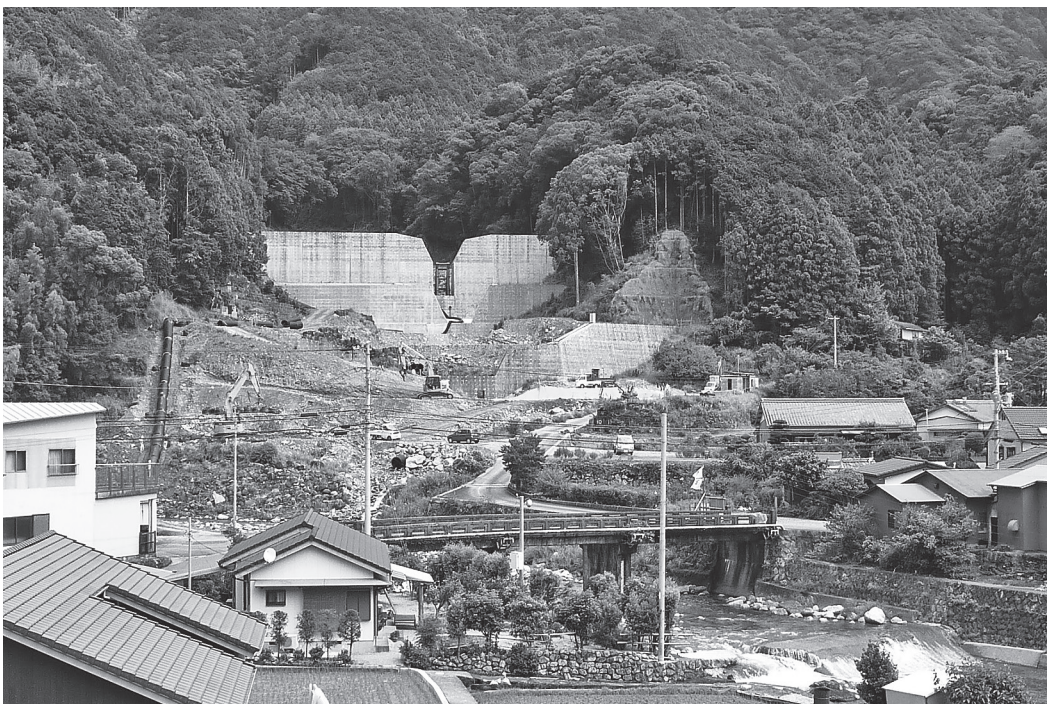

現在の復旧状況

を行うようになり，「５年目」でようやく元の暮らしが戻って来たと実感ができるようになった。

しかし，一方では未だに被災者，遺族の数名の方については，心の傷が深く，現在においても保健師を定期的に訪問させ，１日も早く心安まる日が来るのを見守っているところである。

６．和歌山県土砂災害啓発センターの活用

このセンターは，土砂災害防止に関わる人材育成や地域防災力の強化，防災知識普及のための広報や研修等ができる施設であり，その中に，国交省近畿地方整備局の協力により，「大規模土砂災害対策技術センター」を設置していただいた。大規模土砂災害に対する調査研究・技術開発を行う目的で，本年の４月にオープンし，多くの研究成果が発表されている。

本町としては，この施設を小中学校の防災学習に役立て，子供達が災害時の避難について自己判断ができるような教育に役立てられればと考えている。また，自主防災組織の更なる災害知識の研修を積める施設としても活用したいと考えている。

和歌山県大規模土砂災害啓発センター

７．結びに

今回の災害を教訓に，新たな防災強化のスタートに立つ気持ちであり，今日まで支援していただいた国，県をはじめ多くの関係機関の方々にあらためて感謝の意を申し上げます。今後も多くの課題を克服し，町民の安心・安全を確保していくためにも関係各位の格段のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。